

神戸市行財政改善懇談会運営要綱

(趣旨)

第1条 市の行財政改善について、行財政改善の実行状況を検証するとともに、中長期的視点に立って検討するにあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市行財政改善懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 懇談会の委員は、学識経験者等の有識者または市会代表のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の3月31日までの期間とし、再任は妨げないものとする。

3 市会議員のうちから委嘱する場合、委嘱の日の属する年度の3月31日より前に当該職の任期が到来するときの任期は、前項の規定にかかわらず、当該職にある期間とする。

(会長及び副会長の指名等)

第3条 市長は、委員の中から会長及び副会長を指名する。

2 会長は、懇談会の進行をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 懇談会の会議は、市長が招集する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、行財政局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 懇談会を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 懇談会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に必要な事項は、行財政局長が

定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 7 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 26 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日より施行する。